

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
R4.1.1	業務変更	変更前	郵便局	447200	雀部簡易郵便局	○	京都府福知山市川北1298-1	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	営業所	447200	雀部簡易郵便局	○	京都府福知山市川北1298-1	-	○	○	×	○	○	-	
R4.1.1	業務変更	変更前	郵便局	727980	津久見千怒簡易郵便局	○	大分県津久見市千怒6027-2	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	営業所	727980	津久見千怒簡易郵便局	○	大分県津久見市千怒6027-2	○	○	○	×	○	○	-	
R4.1.4	住居表示変更	変更前	郵便局	748940	松浦台簡易郵便局	○	福岡県糟屋郡篠栗町和田940-119	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	748940	松浦台簡易郵便局	○	福岡県糟屋郡篠栗町和田4-17-29	-	○	○	○	○	○	-	
R4.1.11	移転	変更前	郵便局	124390	松浦郵便局	-	新潟県新発田市浦333-6	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	124390	松浦郵便局	-	新潟県新発田市小友35-5	-	○	○	○	○	○	-	
R4.1.11	契約締結	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		変更後	営業所	637200	西簡易郵便局	○	香川県小豆郡小豆島町西村甲332-2	○	○	○	×	○	○	-	
R4.1.12	契約解除	変更前	営業所	457190	北町簡易郵便局	○	奈良県吉野郡大淀町下淵1261	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R4.1.15	契約解除	変更前	営業所	457410	曾爾長野簡易郵便局	○	奈良県宇陀郡曾爾村長野31-1	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R4.1.17	移転	変更前	郵便局	021030	横浜日之出町郵便局	-	神奈川県横浜市中区日ノ出町1-24	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	021030	横浜日之出町郵便局	-	神奈川県横浜市中区長者町9-175	-	○	○	○	○	○	-	
R4.1.17	移転	変更前	郵便局	831900	真滝郵便局	-	岩手県一関市滝沢寺田下21-10	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	831900	真滝郵便局	-	岩手県一関市滝沢矢ノ目沢73-278	○	○	○	○	○	○	-	
R4.1.17	移転	変更前	郵便局	831960	二戸駅前郵便局	-	岩手県二戸市石切所枋ノ木25	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	831960	二戸駅前郵便局	-	岩手県二戸市石切所枋ノ木32-1	○	○	○	○	○	○	-	
R4.1.24	移転	変更前	郵便局	026430	能見台駅前郵便局	-	神奈川県横浜市中区金沢区能見台通33-24	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	026430	能見台駅前郵便局	-	神奈川県横浜市中区金沢区能見台通17-1	-	○	○	○	○	○	-	

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
R4.1.24	移転	変更前	郵便局	432360	平荘郵便局	-	兵庫県加古川市平荘町山角455-3	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	432360	平荘郵便局	-	兵庫県加古川市平荘町山角84-1	-	○	○	○	○	○	-	
R4.1.24	移転	変更前	郵便局	630480	高松香西郵便局	-	香川県高松市香西町67-3	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	630480	高松香西郵便局	-	香川県高松市香西本町156-1	-	○	○	○	○	○	-	
R4.1.24	移転	変更前	郵便局	904130	札幌北二十四条西郵便局	-	北海道札幌市北区北二十四条西14-8-15	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	904130	札幌北二十四条西郵便局	-	北海道札幌市北区北二十四条西14-2-3	-	○	○	○	○	○	-	

注1 郵便局及び会社の営業所の別に整理すること。

2 当該郵便局又は当該営業所が簡易郵便局である場合は、「簡易郵便局」の欄に「○」を記入すること。

3 所在地が第四条第五項に規定する過疎地に該当するときは、「過疎地」の欄に「○」を記入すること。

4 (1)から(5)までについては、実施する業務には「○」、実施しない業務には「×」を各該当欄に記入すること。

5 当該郵便局又は当該営業所に関連銀行又は関連保険会社の営業所が併設されている場合は、併設されている営業所に応じて、「関連銀行又は関連保険会社の営業所」の欄に「関連銀行」又は「関連保険会社」を記入すること。その他届出時の状況に応じて備考欄に記入すること。